

コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備をはかるため、私学助成の増額・拡充を求める意見書

新潟県では高校生の約2割が私立高校で学んでおり、公立高校と同様に公教育の場として大きな役割を果たしている。

本年度から私立高校生への就学支援金制度が拡充され、年収590万円未満の世帯に上限39万6,000円の支援金が支給され、新潟県では該当世帯の授業料無償がほとんどの私立高校で実現した。

その中で多くの自治体が国の制度拡充を受け、独自の学費軽減制度を拡充し、年収590万円を超える世帯への助成措置が講じられた。しかし、新潟県では独自の学費軽減に関する予算が前年比で48.7%の減額となり、制度の拡充は行われなかった。年収250万円未満の世帯に対し、入学金や施設整備費へわずかな助成措置が行われているのみである。このことから、私立高校生の保護者の学費負担は国や県の制度による支援を受けても年額で約18万円から47万円の負担が残され、5,650円の入学金負担のみの公立高校と比べると学費の公私間格差は依然として大きな開きがある。とりわけ、新型コロナウイルスの感染拡大が懸念され、失業や倒産などの経済不況が生活を脅かす状況下においては、保護者の学費負担が重くのしかかり、家計を圧迫している。子どもたちの心に負担をかけさせることなく学校で学べるよう、学費の公私間格差の是正が強く望まれる。

また、私立高校の経常経費に対する助成は「経常経費の2分の1以内」に限定されてきたため、教育条件でも公立高校との格差が生じている。全教員に占める専任教員の割合は、公立高校の約8割に対して私立高校は約6割であり、不足分を常勤講師など期限付きの教員で補っている現状である。この格差が生じる大きな原因は、私立高校の経常経費に対する国・県の公費支出の少なさにある。公立高校生には1人当たり約110万円の公費支出があるが、私立高校生には1人当たり約35万円の公費支出にとどまっている。

私立高校は「建学の精神」にもとづく独自の教育が行われている。こうした学校独自の伝承を継承していき、教育条件の向上を図るためには、専任教員の増員などが不可欠であることから、現行の私立高校の経常経費に対して2分の1を助成する仕組みから公立高校の経常経費に対する2分の1と同程度を助成する制度に改めるなど、助成に対する増額が求められている。

よって、新潟県においては、次の事項の実現を強く求める。

記

- 1 学費の公私間格差を是正するために県独自の学費軽減制度を拡充すること。
- 2 私立高校への経常経費助成を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月25日

新潟県佐渡市議会議長 佐藤 孝